○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第四条第五号及び別表第一の七の項の規定に基づき、平成十九年九月七日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項の規定に基づく主務大臣が定める商品を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十五日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「（昭和二十八年法律第六号）」を削り、「酒税法第三条第二号」を「同条第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　アルコール発酵調味料（次のいずれかに該当するものであって、酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。ロにおいて同じ。）として飲用することができない処置を施したものをいう。）

イ　米、米麹又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。）の発酵の工程を経て生産されたもの

ロ　イに掲げるものに砂糖類、酒類、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

第二項中「充てんした」を「充塡した」に改める。

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市吾妻町木場名字岩戸一二二五の一八、一二二五の二二、字上小庄津一二二七の一、吾妻町田之平名字吾妻一九二九の一二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市口之津町丁字宮ノ脇三八二六の一・三八二七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字川井字挙蛎り三三七の一、三三七の三、三三九、三四六、三四七、大字西野牧字上長原五七二四の一、五七二五、字五郎戸五七九三、南牧村大字大塩沢字上ノ原五七七の一、五七九、甲五八〇、乙五八〇、丙五八〇、丁五八〇、戊五八〇、乙五八一、字出入甲五八二、乙五八二、五八三から五八五まで、甲五九九、乙五九九、六〇〇から六〇二まで、甲六〇三、乙六〇三、六〇四、字田ノ尻四五三の一、利根郡片品村大字幡谷字十二沢七九〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字挙蛎り三三七の一、三三七の三、三三九、三四六、三四七、字上長原五七二四の一、五七二五、字五郎戸五七九三、字上ノ原五七七の一、五七九、甲五八〇、乙五八〇、丙五八〇、丁五八〇、戊五八〇、乙五八一、字出入甲五八二、乙五八二、五八三から五八五まで、甲五九九、乙五九九、六〇〇から六〇二まで、甲六〇三、乙六〇三、六〇四、字田ノ尻四五三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字流谷三二九三の一、字平戸山三三〇二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字流谷三二九三の一・字平戸山三三〇二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字松ノ平四六八二のイの一、四六八二のイの二、四六八二のハの一、四六八二のハの二、四六八二のロの一、四六八二のロの二

二　指定の目的　水源の涵養